

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	長寿介護課	検索番号	3-11
法令名	介護保険法	根拠条項	第115条の8第3項	
不利益処分	指定介護予防サービス事業者に対する措置命令			
(根拠規定)				
○介護保険法 (平成9年法律第123号) (勧告、命令等) 第115条の8 3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。				
(処分基準)				
○愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (令和3年愛媛県条例第27号)				
○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月厚生労働省告示第127号)				
○愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第27号)				
○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年老計第0317001号、老振第0317001号、老老第0317001号)				
(その他)				